

後期高齢者医療制度
75歳以上
(障がいのある方は65歳から)

年1回の更新の時期が迫っています！
『保険証の一齐更新』
『平成29年度保険料額』

のお知らせ

保険証 が新しくなります 有効期限は1年間 (平成29年8月1日～平成30年7月31日)

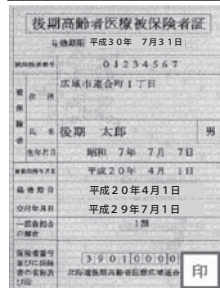
減額認定証

現在使用している保険証は

有効期限 平成29年7月31日 までです。

7月中旬までに新しい保険証と減額認定証
を自宅に郵送します。
(交付申請をしている方のみ)

◆**保険証**



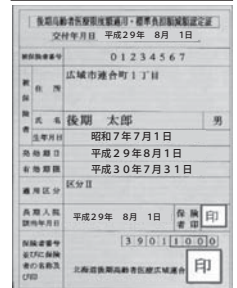
◆**保険証**

「水色」
から「黄色」
に変わります

◆**減額認定証**

「黄緑色」
から「橙色」
に変わります

◆**減額認定証**



**古い保険証は
使用できません!!**

有効期限 (平成29年7月31日) の過ぎた保険証と減額認定証は使用できません。
細かく裁断するなど個人情報の取扱いに注意し、廃棄してください。

減額認定証について

新たな減額認定証について、次の交付要件に該当している方には申請書を送付しています。
お手元に届きましたら、お早めに住民課戸籍保険グループまたは両出張所へ申請してください。

- 区分1～ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
- ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
 - ・老齢福祉年金を受給されている方
- 区分2～ 世帯全員が住民税非課税である方

保険料額について (7月に個別にお知らせします)

【保険料の計算方法】

均等割【一人あたりの額】
51,472円

+

所得割【本人の所得に応じた額】
(平成28年中の所得
－33万円)×10.52%

=

1年間の保険料
限度額57万円(100円未満切捨)

※医療費通知は全受診者 (平成29年1月～6月に受診された方) に送付されます。
ご自身の健康状態の把握や健康管理にご活用ください。

お問い合わせ：北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011・290・5601)
または住民課戸籍保険グループまで

国民健康保険税額計算変更のお知らせ『軽減判定の見直しについて』

軽減判定(5割・2割)基準の範囲が見直されました

所得が一定額以下の世帯の負担軽減を目的として、均等割・平等割額の5割軽減および2割軽減判定の軽減基準所得が引き上げられました。

改正前(平成28年度)

5割軽減 33万円+(26.5万円×国保被保険者数)
2割軽減 33万円+(48万円×国保被保険者数)

➔

改正後(平成29年度)

33万円+(27万円×国保被保険者数)
33万円+(49万円×国保被保険者数)

お問い合わせ：財政課税務グループ

『高次脳機能障がい』無料相談会のお知らせ

■日時：7月20日(木) 10時～12時 ■場所：江差保健所2階
■申込・お問い合わせ：江差保健所健康推進課健康支援係 (☎52・1053)

2017年7月号

